

2010年（平成22年）年2月5日

宇治市水道事業管理者

桑田静児様

## 申入れ書

開地区自治連合会会長 海老温信

開ヶ丘自治会会長 堀江ひさ代

一里丘住宅地自治会会長 金川幸二

第二次水道問題対策委員会委員長 木村正孝

本日配布されたチラシは、住民への理解と協力を呼びかけられたものと考えます。住民への理解と協力を求められる姿勢があることを踏まえ、市民のための真の水道行政を推進されることを願い下記事項について申し入れます。

### 記

1. 説明会を開催されたいこと

一昨年12月以降、一度も住民と直接の話し合いを行っていないこと。

また住民、議会への休止説明理由と裁判で主張した内容が大幅に異なること。

2. 開浄水場の休止、府営水への切り替えを行わないこと

休止の合理的理由は、いまだに明らかにされていない。

現在係争中であり、判決は確定していない。

判決前、市長ご自身が、議会に対し、日本は三審制であり、一審判決に拘束されないことを述べていること。

3. 開浄水場のポンプ交換を直ちに行うこと。

必要経費は、住民が特定寄付をしており供託されている。

4. 市民の貴重な「共有財産」である地下水の保全と活用を進めること。

### <付記>

故渡辺市長が、「開浄水場を存続し、地下水は市が責任をもって給水する。」ことを開地域の住民に約束された事実や、当時の市議会もこれを承認していたことは、明白な歴史的事実です。

また、久保田宇治市長が、平成15年4月14日付公文書で、開浄水場の給水事業を継続していくためとして、開浄水場用地を日産車体（株）に水道用地として寄付するよう求められ、日産車体がそれに応じたことも周知の事実です。

住民のための水道事業を推進する使命に基づき、決断されるよう求めます。

以上

2010年（平成22年）年2月5日

宇治市長

久保田 勇 様

## 申 入 れ 書

開地区自治連合会会長 海老温 信

開ヶ丘自治会会長 堀江ひさ代

一里丘住宅地自治会会長 金川 幸二

第二次水道問題対策委員会委員長 木村 正孝

本日、水道事業管理者に、別紙申し入れを行いました。

法的責任と行政責任は異なるものです。

市の法的責任は現在係争中で、司法の場で結論を得ることになりますが、行政の説明責任はいまだ果たされておりません。

市長ご自身が、議会の場で、日本は三審制であり、一審判決に拘束されない旨を述べておられます。今日の現状で、開浄水場の休止、府営水の切り替え強行は、「市民が主役のまちづくり」の市長の公約にも反します。

市民のための真の市政を推進されることを願い下記事項について申し入れます。

### 記

1. 過去における市と住民との約束に基づき対処されたいこと。
2. 給水契約当事者間での話し合いの場を持つよう、水道事業管理者に指示されたいこと。
3. 開浄水場のポンプ交換を直ちに行うよう、水道部に指示されること。
4. 市民の貴重な「共有財産」である地下水の保全と活用をさらに進めること。

### <付記>

故渡辺市長が、「開浄水場を存続し、地下水は市が責任をもって給水する。」ことを開地域の住民に約束された事実や、当時の市議会もこれを承認していたことは、明白な歴史的事実です。

また、貴職が、平成15年4月14日付公文書で、開浄水場の給水事業を継続していくためとして、開浄水場用地を日産車体（株）に水道用地として寄付するよう求められ、日産車体がそれに応じたことも周知の事実です。

今日の地球環境問題への積極的対応を進め、また防災体制の構築を進めるためにも、決断されるよう求めます。

以 上

2010年（平成22年）年2月5日

宇治市議会議長  
松峯 茂 様

## 要 望 書（ご報告とお願い）

開地区自治連合会会長 海老温 信  
開ヶ丘自治会会長 堀江ひさ代  
一里丘住宅地自治会会長 金川 幸二  
第二次水道問題対策委員会委員長 木村 正孝

本日、水道事業管理者に、別紙申し入れを行いました。

議会として、申し入れ内容をご理解いただき、一日も早く住民が安心して暮らせるようご尽力下さいますようお願い申し上げます。

<付記>

貴議会においては、当初、「住民の理解を得ること」を前提として、予算を「議決」された経過があります。

以 上